

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年10月11日（平成28年（行情）諮問第616号）

答申日：平成29年2月22日（平成28年度（行情）答申第744号）

事件名：特定文書番号の行政文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「北陸地方整備局において、平成26年3月4日国北整総情第522号の行政文書の全部（諮問庁から請求人への通知で、既に、北陸地方整備局長が請求人へ一部開示決定を行っている、よって行政文書の開示は当然である。しかしながら、これが北陸地方整備局長から、行政文書の開示がされない場合は、諮問庁に審査請求を予定している。）。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、北陸地方整備局長（以下「北陸地方整備局長」又は「処分庁」という。）が行った平成28年4月27日付け国北整総情第75号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

認証官である諮問庁の押印の法19条による、法律上の、職務権限の行使の行政文書において、平成26年3月4日国北整総情第522号の行政文書について、諮問日・諮問番号を、「特定年月日A特定諮問番号」として、審査請求人（開示請求者）に、法律上の手続を行い、認証官である総務大臣は、（資料1）から、法の11条から、情報公開・個人情報保護審査会は、審査請求人（開示請求者）に、「意見書又は資料の提出期限等」を「①提出期限 平成28年3月23日」としており、（資料2）で、審査請求人（開示請求者）は、情報公開・個人情報保護審査会に「意見書又は資料」の提出をしている。

これを、時系列からいうと、諮問庁は、審査請求人（開示請求者）に、

法律上から、「平成26年3月4日国北整総情第522号」について、「～不服申立て～審査会に諮問したので～」と明記から、認証官の諮問庁からの行政文書の、審査請求という、平成26年3月4日国北整総情第522号を、審査請求人（開示請求者）が保有をしていることは、認証官の職務の信頼と伝統等による諮問庁の押印の行政文書からは、当然のことである。

認証官の諮問庁の、法律上の行政文書からの平成26年3月4日国北整総情第522号について、審査請求人（開示請求者）は、当然に、存在・保有するものとして探索をするも、確認されない状況であったが、認証官の総務大臣から（資料1）から、同封の「理由説明書」だけを頼りに、「認証官の諮問庁の、審査請求の平成26年3月4日国北整総情第522号がある」とすることから、審査請求人（開示請求者）は、「（仮に、平成26年3月4日国北整総情第522号が存在なら、著しく不完全な主張等による、法律から公正、適正等を欠く）意見書又は資料」（資料2）を作成して、情報公開・個人情報保護審査会に、提出している。

また、認証官の諮問庁の公文書から、審査請求の平成26年3月4日国北整総情第522号がある」とすることから、認証官の総務大臣の（資料1）から、（資料2）で、審査請求人（開示請求者）は、情報公開・個人情報保護審査会に（仮に、平成26年3月4日国北整総情第522号が存在なら、著しく不完全な主張等による、法律から公正、適正等を欠く）「意見書又は資料」の提出をしている（総務大臣からの（資料1）に、同封の「理由説明書」には、どの「文書名」で「通知日」の行政文書開示決定書の理由説明書なのか、一切に記載は無いとなっている。）。

情報公開・個人情報保護審査会は、認証官の諮問庁の平成26年3月4日国北整総情第522号からの審査請求人（開示請求者）の「意見書又は資料」で、法律上の手続中であるが、「仮に、平成26年3月4日国北整総情第522号が存在なら、著しく不完全な主張で、法律から公正、適正等を欠く等による「意見書又は資料」からの情報公開・個人情報保護審査会は、極めて不当な、不法等な、完全に破綻した審査の手続中」であることは、当然である。

しかしながら、認証官の総務大臣の（資料3）から、認証官の諮問庁が、平成26年3月4日国北整総情第522号が存在するという、認証官の諮問庁の行政文書からの「意見書又は資料」から、上記の一連の法律上の手続中であるが、総務省の情報公開・個人情報保護審査会からの通知等の行政文書の全部は、作成・取得しておらず無い（情報公開・個人情報保護審査会は、法律から、諮問庁の国北整総情第522号平成2

6年3月4日の通知で、審査をしているで自然である。)

認証官の諮問庁と、認証官の総務大臣が、法律上の行政文書から、平成26年3月4日国北整総情第522号が存在するという、一連の法律上の手続中であるにもかかわらず、認証官でも無く、衆議院議員の信頼・信用等とも違う、国家公務員である支出負担行為担当官北陸地方整備局長が、原処分の「行政文書不開示決定通知書」は、法について、恣意的な運用等を行って、行政文書を、不当に隠ぺいしていることが、自然な事案である。

国民から、認証官の諮問庁と、認証官の総務大臣の職務の信頼は当然であって、この信頼を著しく否定して、かつ職務の公文書に反するという、支出負担行為担当官北陸地方整備局長の、原処分の「行政文書不開示決定通知書」は、法について、恣意的な運用等を行って、行政文書を、不当に隠ぺいしていることが、自然な事案であるから、行政文書開示決定は当然である。

仮に、国民から、国土交通省等が、認証官の諮問庁の信頼を利用して、情報公開・個人情報保護審査会に、審査請求人（開示請求者）に（仮に、平成26年3月4日国北整総情第522号が存在しないなら、著しく不完全な主張等による、法律から公正、適正等を欠く）「意見書又は資料」の提出をさせた後から、実際の通知日を、虚偽、違法等に、通知日も遡った行政文書に差し替えてしまい、平成26年3月4日国北整総情第522号という日付・記号等の【改ざん】の事実の発覚があるのならば、安倍内閣の閣僚の信頼を含めての組織的不正で自然である。

国民からは、行政機関の不都合等から、平成26年3月4日国北整総情第522号という（不完全等な、法律から公正、適正等を欠く）「意見書又は資料」の提出させた後に、通知日すら虚偽、違法等に遡って、日付・記号等の平成26年3月4日国北整総情第522号を【改ざん】の後に、真偽不明の、偶然に貼り付いただけの【付箋紙】から、改ざんでは、安倍内閣の閣僚の信頼を利用した【オレオレ詐欺】等のようなもので自然で、安倍内閣の閣僚の信頼を利用するという著しい信頼の事案で自然とされても、自然である。

開示請求人は、労働裁判等の証拠資料用等だが、担当の厚生労働省労働保険審査会は、特定県弁護士会会長への北陸地方整備局の公文書等がありながらも、不当に認めない等々（多くの公文書を不当に認めないなどという撤回が当然で自然の、国民から驚愕の裁決書）の平成28年3月31日裁決書に、仮に、国民から、旧内務省は不都合である事案から、法等に、旧内務省が組織的に省庁間の連携で、上記等から、不当な妨害行為（付箋紙等）等と、国民から思われでも、自然な事案である。

審査請求人は、仮に、法律上に無いはずの、再度の理由説明書の作成

等については、もう負担等があることも事実である。

安倍内閣において、認証官の諮問庁の公文書から、総務省の法律上の手続の、平成26年3月4日国北整総情第522号があって当然であるが、仮に不存在ならば、国民から、旧内務省の行政機関が、不都合である事案について、法の法律上の欠陥等を利用する、安倍内閣の閣僚の信頼を利用する、法等について、旧内務省が組織的に省庁間の連携で、上記等から、不当な妨害行為等と、国民から思われても、自然な事案であることについて、法から、この案件（個別的案件）は、諮問庁の分担管理の国土交通省と、総務大臣の分担管理の総務省から、法律上の手続が行われる。

国民から、法の法律上の欠陥等とは、諮問庁からの理由説明書は、法律上から、諮問庁だけで都合のいい理由説明書であって、諮問庁から、総務省情報公開・個人情報保護審査会の諮問（資料4）については審査請求人への法19条の行政文書の写しが、必要が無いことの利用（何を書こうが情報公開・個人情報保護審査会は知らない）から、仮に（平成26年3月4日国北整総情第522号が存在で、極めて不完全な法律から公正、適正等を欠く）「意見書又は資料」の提出後に、国土交通省が、【平成26年3月4日国北整総情第522号】を【国務大臣が押印の公文書について、後からは、他省庁は知らず、かつ何処を【改ざん】したのかも、総務書の情報公開・個人情報保護審査会を含めて、後々の法律上の諮問庁の行政文書からは何らの確認もできない】ということでは、後々からは、これは情報公開・個人情報保護審査会の審査の事案であって、他の諮問庁の事案と出来るという法律の制度となっている総務省は、法律の公文書を、後からも、何も知らないとは、国民から、安倍内閣の、総務大臣の不作為でも、自然である。

「情報公開・個人情報保護審査会における調査審議の流れ」（資料5）から、諮問庁は、諮問庁の分担管理の国土交通省で、情報公開・個人情報保護審査会は、総務大臣の分担管理の総務省となる。

ここで「②諮問」とは、法律（法19条）から、諮問庁からは、審査請求人にも、どの「行政文書開示（不開示）決定通知書」の案件なのか等の通知が行くのである。

これから、審査請求人は、認証官の諮問庁で、諮問庁からのどの「行政文書開示（不開示）決定通知書」の案件なのか、探索・確認等となる。

情報公開・個人情報保護審査会から、「④諮問庁から提出された理由説明書の写しの送付」について、理由説明書に「文書名、通知日」の記載が無いのでは、諮問庁から、審査請求人に法律（法19条）の通知と、仮に、「④諮問庁から提出された理由説明書の写しの送付」が相違（探索しても不存在）すると、【法律上に基づく公正で、かつ適正な、意見

書又は資料が作成が出来ない。←審査請求人は、原処分日から、仮に、この状況となる】が、「⑤理由説明書に対する意見書の提出」となる。

これでは、法律から公正、適正等な情報公開・個人情報保護審査会の職務などであろうはずがない。←仮に、不当な答申は、総務大臣の不作為も原因のひとつで自然である。

国民から、仮に、安倍内閣の、上記の、法律から公正、適正等を欠く職務行為は、厚生労働省と、国土交通省と、総務省の、旧内務省が、法の、上記の、法律の欠陥を組織的（国北整総情第522号平成26年3月4日は、仮に、郵送でも通知日含めて遡り付箋紙で改ざんは、まるでオレオレ詐欺の類なのか、それとも、あれが、国民に信頼の諮問庁流なのか、国民からも非常識で、著しい信頼の事案から、もはや真偽不明である）にすると（されると）、審査請求人は、諮問庁の押印の公文書だが、仮に国北整総情第522号平成26年3月4日が不存在なら嫌がらせのような諮問庁の不法不当職務行為で、平成28年3月31日裁決書までに証拠調べも出来ず、国会の同意人事の労働保険審査会でもああいふ「数多くの公文書を不当に認めないことを主体の、国会同意人事の、安倍内閣の行政機関のトンデモ裁決書←流石に国会同意人事で安倍内閣の審査長はそれでも押印しない超異例」を出されてしまう、国民の驚愕で自然である。

上記等の理由等から、行政文書開示決定を求める。

（審査請求書の資料は省略する。）

（2）意見書

ア 法に基づき、通知日から、有効な期間があった、諮問庁の押印の文書が、後から、恣意的に、【同通知日】に遡り、無効では、当時の日付から、一方の法の通知の担当の内閣府（現総務省）は、行政文書の開示として、これで適正なのか、あるいは、国民から、【同通知日】に遡り【改ざん】と理解されて、自然であること等について

国北整総情第522号が存在しないということは、（資料1）に基づき、請求人が、特定諮問番号の意見書又は資料（資料4）の提出をさせた後に、同文書名同通知日（資料5）にまで、遡っており、これでは、法19条2項において、諮問庁が押印の、偽の、意見書の提出後に、同文書名で【同通知日】の諮問の通知に、「改ざん」された、という、諮問庁の、違法行為とされて、国民から自然である。

理由説明書の経緯について、法19条2項の通知において、仮に、諮問庁の押印の行政文書が、何時の段階であっても、また仮に、2回でも、3回でも、恣意的に、口頭の電話では、総務省の対応等はない旨としており、かつ（資料8）から、「行政機関の保有する

個人情報保護に関する法律」の2条3項に該当しないという、（仮に、勝手に）国土交通省情報公開室と名乗るでも自然いう、まさに「怪文書」類をもってすれば、この後から【同通知日】にまで遡る、という、行政文書の差し替えは、恣意的に可能なことであって、何故なら、これを「拒否」とまでしているからである。

一方で、法の19条2項に基づく通知は、理由説明書は、諮問庁は差し替えでも、総務省には、（資料7）から、諮問庁の法19条2項の通知を複数回した事実は無く、不開示となっている。

これでは、法の19条2項に基づく通知は、理由説明書の主張では、意見書の提出まで有効としながら、以降に【同通知日】に遡ってまで差し替えということでは、国民からは、不自然極まりない【改ざん】の類であって、理由説明書では、この後からの、（資料2）の、同文書名同通知日の諮問庁の押印の文書には、国土交通省情報公開室を名乗る、という付箋紙（資料3）が貼ってあったが、（資料8）から、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の2条3項から、国土交通省情報公開室に該当しないものが、事実は、諮問庁の押印の文書に国土交通省情報公開室として、同封をされていた訳という事案であって、まさに、この同文書名同文書通知日の真偽不明の文書等の送付となっている。

諮問庁の通知を、受け取る方は、諮問庁の信用で、受け取っている訳で、諮問庁の理由説明書では、請求人には、やたら、言うが、では法に基づく、一方の総務省にも、同様のことをしてもらいたい、であって、であって、諮問庁による理由説明書とは、諮問庁が、法に基づく通知を、後から【同通知日】にまで、恣意的に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律2条3項に該当しない付箋紙1枚（資料8）で、遡りながら、では、総務省への法19条2項の再通知等の事実の通知は、一切に行わない（資料7）、としていることでは、仮に法について、国務大臣からして、恣意的に、運用している、されている証拠で自然である。

また、理由説明書では、「国土交通省での文書発送手続不備に由来するものであり、当該文書発送手続において過失があった」としているが、浄書して「国土交通大臣 ○○○○」の押印だから、文書作成に過失があった、である。

また、理由説明書では、国北整総情第522号について、関連する文書を探索について、諮問庁自身が、北陸地方整備局長ではなく、「国土交通省での文書発送手続不備に由来するものであり、当該文書発送手続において過失があった」として、担当部局が、国土交通省本省としており、国北整総情第522号が存在した、とする関連

する行政文書の探索から、（仮に、有効か、無効か、別にして）存在した、として、諮問庁自身が、理由説明書で認める、国土交通省本省の過失から、諮問庁が、国土交通省本省での探索をして、結論とすることは自然であるが、理由説明書は、まったく探索をしていない。

理由説明書は、諮問庁が「国土交通省の過失」と認めていることから、国土交通省本省を、探索すると、関連する文書が存在する可能性を諮問庁自身が残したままで、諮問庁の結論とは、法の理由説明書として、崩壊しており、破綻している。

何故なら、諮問庁による理由説明書では、「原処分に至る経緯について」として、北陸地方整備局長の過失では無く、【国土交通省の過失があった】と断定しており、では国土交通省本省に、関連する文書の探索が無いままで、結論では、仮に、関連する文書が、存在がするなら、仮に、関連する文書の存在は、国土交通省本省として、理由説明書で主張しながら、それでも探索をしない諮問庁の理由説明書は、不作為等であって、自然である。

これでは、法に基づく諮問庁の通知は同文書名同通知日から、真偽不明となっている。

何故なら、通知日から、内閣府（現総務省）では、法から、通知日のとおり、意見書を提出する以前の通知日の、法19条2項の、諮問庁の通知の文書の通りの審査で自然だから、である。

内閣府（現総務省）では、法に有効な通知日の行政文書で意見書を内閣府に送付後で、国土交通省では、諮問庁の押印の同文書名で、かつ同通知日でした、では、国の行政機関として、法に、違う通知日であって、適正な、法の審査といえない、で自然である（国土交通省では、現大臣の時から、同様の事案が、続発しており、また内閣府（現総務省）も、これで、行政文書開示の審査をしていた、となっている。）。

諮問庁から、請求人に、「特定文書番号B特定年月日C」が、送付された。この「特定文書番号B特定年月日C」の内容は、【2不服申立てに係る開示決定等】について、「平成26年3月4日国北整総情第522号」（資料1）と記載されている。

その後、（資料2）で、国土交通省から、「特定文書番号B特定年月日C」という、同文書名で、同通知日の、内容は、【2不服申立てに係る開示決定等】について、「平成26年3月4日国北整総情第520号」とする文書の裏側に、付箋紙（資料3）が貼ってあり、「～差替～破棄をお願いします。」としている。

この後に、担当者は、請求人に、口頭で「文書の回収及び差し替え」

を言うが、請求人が、国北整総情第522号で、既に、請求人が、送付済みの、意見書又は資料（資料4）について、担当者は、送付時の、内閣府（総務省）については、具体的な回答をしない旨としている。

国土交通省が、文書を回収して、差し替えと主張しても、同文書名について、（不適正に）同通知日に遡っても、差し替え前の「特定文書番号B特定年月日C」の記載の内容の、国北整総情第522号（資料1）が、有効であった期間が存在したことを知っている立場であって、また請求人が、その期間中に、これで、意見書又は資料（資料4）を、提出をしていることも知っている。

請求人の、意見書又は資料（資料4）が、何故に、本来は、別件の、国北整総情第522号という、記載があるのかについて、本来は、有効な期間のあったはずの諮問庁の文書（資料1）でも、仮に、国土交通省では、そのような文書は不存在では、本来は、有効な期間中の意見書又は資料（資料4）の提出だが、同通知日に差し替えて、文書（資料1）の回収後からでは、不存在になることで、自然という、不適切等であることから、意見書又は資料（資料4）の提出後に、同通知日に遡って破棄等とは、単に、応じられないことは、広く理解されるものである。

事実が、内閣府に送付後は、法から、総務省では、諮問庁の、諮問の通知が、国北整総情第522号の意見書又は資料であることは知らない旨とされたまま（資料7を参考）である。

理由説明書で、国土交通省の主張が、少なくとも、諮問庁の押印の文書の存在（資料1）は、差し替えの通知までは、有効な期間が存在した、とすることは当然である。

しかしながら、これを国土交通省が、同文書名について、（不適正に）同通知日にまで遡って、差し替え前の文書は、無効な扱いとするから、これでは、仮に、国民から、国の行政機関で、諮問庁の押印の文書だけは、特に信頼が無い、とされて自然な事案である。

（資料5）の公印押印簿からは、何処を訂正したのか、すらも、後からでは、まったくわからない。

審査請求人（請求人）は、国北整総情第522号が、不存在なら、仮に、法に、的はずれの様な、「意見書又は資料」（資料4）を、何故か、送付していることで、自然である。

国土交通省本省では、諮問庁の押印の文書について、真偽不明の、付箋紙を貼り付けて、同文書名で、同通知日に遡ってしまうことは、既に、複数回も存在する続発する事案であって、諮問庁の押印よりも、真偽不明の付箋紙の貼った同文書名で、同通知日の文書から、

国土交通省が差し替えでは、受け取る方は、分担管理の大臣印よりも、真偽不明の付箋紙の方に、効力があるということで自然で、大臣印より真偽不明の付箋紙という、同様な事案は、国土交通省本省では複数回も存在をしており、国土交通省本省の行政文書の作成、管理等としては、過失の域が、続発している現状がある。

国土交通省の理由説明書（資料6）の【3 原処分に対する諮問庁の考え方について】「（1）原処分に至る経緯について」から、「イ」について、諮問庁は、【通知の記載の誤りに気がついた～請求人に送付した上で～請求人に電話連絡し～訂正前の文書の回収及び訂正後の文書への差し替えを依頼したが、請求人はこれを拒否した】としており、これが、諮問庁として、諮問庁の経緯の考え方そのものであって諮問庁の押印の文書について、付箋紙扱いで、電話という口頭だけで、同通知日にまで遡る、ということで、大臣印よりも、真偽不明の付箋紙という、国土交通省本省で続発する行政文書の作成、管理等の事案は、諮問庁の考え方では、改善されないようである（理由説明書では、「（2）処分の妥当性について」から、【国土交通省本省での～文書発送手続において過失があった】としているが、「特定文書番号B特定年月日C」（資料1）の国北整総情第522号とは、浄書してから押印だろうから、請求人は、「押印以前の文書作成手続において過失」であって、仮に、切手代等を間違えた等では無いから、【文書発送手続において過失があった】のか、文書の作成の定義等が解らないが、この理由説明書の、国土交通省本省の同様の過失と、付箋紙の事案は、国土交通省で続発している事実がある。）。

これは、諮問庁の押印の文書（資料1）の通知だが、法の、国北整総情第522号と文書名を指定していることから、行政行為の職権取消（撤回）で、考えると、請求人は、国北整総情第522号という意見書又は資料（資料4）の送付後ということであって、国土交通省本省に、相手側の不利益（内閣府（総務省）の対応等含む。）をいっても、諮問庁は、これを、理由説明書では「拒否」とする訳では、諮問庁自身が押印の文書の誤記について、相手側が不利益のままでも、差し替えで破棄を、押し通している事実があった、ことを理由説明書で、認めている。

（資料7）について、国北整総情第520号と記載されている。

しかしながら、総務省（旧内閣府）には、請求人には、諮問庁が、国北整総情第522号として指定した、通知の行政文書の存在の確認が出来ない（どこかにあるのかもしれないと善解したいが）。

諮問庁の同文書名同通知日に同封の付箋紙が、行政機関の保有する

個人情報保護に関する法律2条3項に該当しない(資料8)付箋紙だったのでは、理由説明書の、経緯とは、国土交通省は、既に、破棄扱い後の、電話の口頭だけで、単なる付箋紙を同封であって、相手側に、事前にも、行政文書による告知等すら無いが、勝手に、既に、法に基づく大臣の行政文書を、内閣府に、請求人が、意見書又は資料(資料4)を、提出後に、破棄として、かつ同通知日に遡っていた、ことであって、国土交通省本省の裁量権の逸脱で自然であって、では、仮に、付箋紙の内容が、事実上の行政指導ならば、行政手続の明確性原則から、文書に貼り付けた付箋紙は、国土交通省情報公開室という記載の付箋紙から、書面を交付されたもので、付箋紙は開示される行政文書であって、総務省も審理等に受理等する資格のある行政文書で、また、諮問庁の、理由説明書の、諮問庁の考え方の、経緯について、行政指導を、「拒否」として、総務省が、審理等をする事は、行政手続の、諮問庁自身による「不利益取扱いの禁止の原則」からの、請求人の不利益な取扱いで、自然である(事情として、この同様な付箋紙の事案が、既に、国土交通省本省では、複数回あって、これが、初めて、の事案では無い。)

イ 結論

理由説明書の主張だけでも、諮問庁の押印の行政文書の、国北整総情第522号を、有効としている期間があったこと(いつまで継続しているのか等は真偽不明である)を認めており、では、諮問庁の押印の行政文書は、仮に、【同通知日】として「改ざん」でもしない限り、当然に、法から、内閣府(総務省)からも、実際の、通知日の、特定年月日Cから、法に有効な通知日の諮問庁の押印の行政文書は存在する。

(意見書の資料は省略する。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、本件対象文書の開示を求めてなされたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、本件対象文書は保有しておらず不存在であるとして不開示決定(原処分)を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、諮問庁に対し、文書の開示を求める等として審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

国土交通省から審査請求人に対し、「平成26年3月4日国北整総情第522号の北陸地方整備局長による一部開示決定」についての不服申立てについて情報公開・個人情報保護審査会に諮問した旨の通知があったことから、国北整総情第522号が存在するはずである。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

原処分の妥当性について、以下のとおり検討する。

(1) 原処分に至る経緯について

本件開示請求の端緒は国土交通省における審査請求人との文書差し替え事務手続の認識の齟齬（そご）によるものであることから、以下のとおり経緯を説明する。

ア 国土交通省において、審査請求人からの別件の審査請求について、情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行った。このとき、法19条に基づく不服申立人宛ての諮問をした旨の通知において、不服申立てに係る開示決定等について、「国北整総情第520号」と浄書し発送すべきところ「国北整総情第522号」と記述を間違えて請求人に発送した。

イ 通知の記載の誤りに気がついた担当者が、誤謬を訂正して改めて大臣印を押印し再発行した文書を請求人に送付した上で、請求人に電話連絡し、「522号」の記載は「520号」の間違いであること、北陸地方整備局において平成26年3月4日国北整総情第522号の文書は存在しないことを説明し、訂正前の文書の回収及び訂正後の文書への差し替えを依頼したが、請求人はこれを拒否した。

(2) 原処分の妥当性について

念のため、諮問庁として、処分庁に対し平成26年3月4日付けの国北整総情第522号が存在しないか確認したが、同日付の同発番号の文書は存在しないとのことであった。

したがって、本件開示請求に記載の本件対象文書の記述は、国土交通本省での文書発送手続不備に由来するものであり、当該文書発送手続において過失があったといわざるを得ないものの、処分庁において本件対象文書を保有していないことは当然であり、原処分は妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、諮問庁の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、処分庁において本件対象文書を保有しておらず不存在とした原処分は妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月10日 審議
- ④ 同月29日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成29年2月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書は存在するはずである等と主張して原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件審査請求の端緒は、別件の審査請求に関する国土交通省から審査請求人宛ての通知文書における記載の誤りに起因するものである。

すなわち、審査請求人からの別件の諮問庁宛ての審査請求（処分庁が北陸地方整備局長である処分に対するもの。）につき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行った際の法19条2項に基づく審査請求人宛ての諮問を行った旨の通知において、審査請求に係る開示決定等についての「日付・記号等」の記載について、「平成26年3月4日」及び「国北整総情第520号」とすべきところを「平成26年3月4日」及び「国北整総情第522号」と誤って記載した。審査請求人に対しては、電話等により、当該通知における記載は誤りであること、また、北陸地方整備局において「平成26年3月4日付け国北整総情第522号」に該当する文書は存在しないことから、その旨を説明したが、審査請求人の理解等は得られず、審査請求人は本件開示請求を行い、原処分を経て、本件審査請求にまで至ったものである。

イ 本件審査請求の経緯等は、上記アのとおりであるが、本件審査請求を受けて念のため、北陸地方整備局に対し、平成26年3月4日付け国北整総情第522号の行政文書の存在の有無を再度確認したが、同日付けの同文書番号の行政文書は存在しないことが確認された。

ウ したがって、北陸地方整備局において、本件対象文書を保有していない。

- (2) 当審査会において、諮問庁から、北陸地方整備局において平成26年

に決裁された国北整総情第522号の行政文書の起案用紙の提示を受けて確認したところ、当該文書番号の文書の施行日は平成26年3月4日ではないことが確認された。

また、北陸地方整備局において、本件対象文書を保有していないとする上記諮問庁の説明に、特段、不自然・不合理な点は認められず、これを首肯することができる。

したがって、北陸地方整備局において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、北陸地方整備局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋